

Once upon a time in Utsunomiya

一枚の絵葉書から

石井敏夫コレクションより 第36回

下野尚徳会

下野尚徳会正面



(正) 會館尚野下入法保財

釈放者の更生保護を目的とした民間団体下野保護会が創立されたのは、一九〇八(明治四十二年)一月のことである。それまでは、一八八一(明治十四)年に定めた「改正監獄則」により、刑期を終えたものの自活できない場合に限り、懲治監(刑務所)内の別房に留め置き社会復帰に向けた訓練が行政によって行われてきた。しかし、その経費が地方負担であることから、監獄費の増大を懸念する声が大きく、八九(明治二十二年)七月勅令第九十三号

によって廃止された。これにより一九三九(昭和十四)年に、「司法保護事業法」が施行されるまで釈放者の保護支援は、民間有志の慈善事業に頼らざるほか方法はなかった。栃木県では、下野保護会がその任にあつた。

下野保護会は、一九一〇(明治四十三年)四月一日、宇都官市に本部を設け宇都官監獄(宇都官刑務所)／現東武宇都官百貨店(官舎)の一角を借りて事業を開始した。支部は栃木町栃木分監(栃木女子刑務所)／現栃木市文化会館内に置き、主に婦女の保護にあつた。この支部はのちに分離独立、下都賀保護会となつた。現在の栃木明徳会の前身にあたる。

下野保護会は、一九二二(大正元)年十月以降、恩赦による出獄者の急激な増加によって被保護者の収容が困難になつたため小幡一丁目三番地に移転した。しかし、

その後財政上の理由により再び旭町に移転。篤志家だけに頼る事業運営は困難を極め、二一(大正十)年五月二十五日、元の宇都官監獄番外官舎に戻るなど紆余

曲折を繰り返した(『栃木県社会事業史』県社会福祉協議会)。

一九二五(大正十四)年七月、下野保護会は栃木県連合会保護会(一九二二(大正十)年設立)と合併し、栃木県中央保護会と改称した。『事業史』によれば、代表に樋口柳吉が就任。これにより同会は、県下保護事業の指導的役割を担い、収容数も直接保護男十八人・女一人、間接保護男六十六人・女一人、一時保護百一人を数えるに至つた。

同会は、一九二七(昭和二年)三月、財団法人「下野尚徳会」と組織を改編。代表者に宇都官地方裁判所検事正が就き、市内住吉町に事務所、収容施設を建設した。現在は更正保護法人尚徳有隣会と発展を遂げ、いまに活動を継承している。



施設内に設けられた印刷部内部